

円とすることによって影響を受けるのは、全加入世帯のおおむね四％である。二、限度額を十九万円とした理由は、国保は当初予算策定の際、東京都と協議する。これは国保財政の健全確保のためである。現在、国、都においては統一補助を国保に対して行っている。地方税法上の限度額を大きく下回することは、応能の原則にも反するということであり、特に当市としては限度額を三年間も据え置き、例年都からも改定を強く指摘されている。当市の国保財政状況から見ると多額の繰越金もあり、疑問もあろうが、これからの財政状況も医療費の増高も予想され、現に四月から七月分の医療費は、予算上は月額七千万円を見込わけですが、五月分を除いて七千五百万円以上となっている。こうしたことから限度額を一ランク上げて十九万円としたものであるとの答弁があり、質疑を終わり、採決の結果、全員異議なく本議案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。ようしく御審議の上、当委員会報告どおり御可決賜りますようお願いし、補足説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十四号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十四号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第七議案第七十五号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名をいただきましたので、議案第七十五号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を補足して御説明を申し上げます。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案については、冒頭理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

その主なものを申し上げますと、児童遊園、児童公園、都市公園の分け方について、宅地開発等指導要綱に基づく公園等の規定に

ついて等の質疑がありました。

これに対して、理事者より、都市公園というのは都市公園法に従って市が設置、あるいは都市計画として決定した公園を整備したときのものであるが、児童遊園と児童公園の区別はあいまいで、いままでは民間から借りているものと、面積が九百平方メートル以下くらいのものを児童遊園としていたが、最近、都の指導も面積が少なくても市の所有地であれば児童公園としていいのではないかということになってきた。したがって、都の交付金等の関係もあり、できるだけ早い時期に市の名義になっているものは児童公園の方に振り向けていきたいと考えている。宅地開発の関係は、この要綱の中に宅地開発事業に該当する項目があつて、公園、広場、道路等について指導目標にしている。その目安としては公園、緑地的なものであるとして開発面積の五%以上、また計画人口で一人につき三平方メートル以上を併用した面積を確保するよう規定になっている。今回の場所は、面積人口等から二百二十平方メートルくらいになるが、武蔵野台児童遊園は二百二十一平方メートルで、

若干ではあるがオーバーしている。また、この公園などの場所については、開発の計画段階で事前に市の意向等も伝えるようにしているが、指導要綱には法的根拠はないので、いろいろと苦慮している等のやりとりがあり、また児童遊園、児童公園について面積、所有者等についての資料要求もありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。よろしく御審議の上、当委員会報告どおり御決定くださるようお願いを申し上げます。審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第七十五号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は委員会審査報告どおり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第八議案第七十六号福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名でありますので、議案第七十六号

福生市都市公園条例の一部を改正する条例について補足して御説明を申し上げます。

なお審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

冒頭、理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

その主なものを申し上げますと、この児童公園の横のテニスコートについて、また市民一人当たりの公園面積等について質疑があり、これに対して、理事者より、テニスコートはすでにでき上がっているが、条例の改正が行われるまでは地元の責任において管理をして使うということになっている。条例が制定された後は、他の公園と同じように教育委員会が管理をしていくことになる。また市民一人当たりの公園面積は三・七平方メートルで、二十六市中で小金井、多摩、青梅、府中に次いで五番目である等の答弁があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のとおり御決定く

下さるようお願いを申し上げます。審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十六号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十六号は、

委員(会)審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 暫時休憩いたします。

午前十時三十七分 休憩

午後二時三十二分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第九議案第七十八号東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の設立についてを議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 議案第七十八号東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の設立についてに関する審査報告を申し上げます。

本議案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審

査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容の大略を報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず本議案を提出するに至った経過及び組合規約について担当部長より逐条的な説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑においては、一つ、規約の附則第三項で「組合設立当初の議員は、組織団体の議会の議長が指名するものをもってあてるといふが、地方自治法第二百八十七条の一部事務組合の規約に関する規定及び同法第百十八条の投票による選挙、指名推せん及び投票の効力の異議に関する規定に照らしていささか疑義があるが問題はなにか。

二つ、規約第十五条の経費の支弁について、今回の補正予算に二百二十九万円がこの組合の負担金として計上されているが、経費の負担割合はどのようなになっているのか。また明年度の当市の負担はど

れぐらゐと推計しているか。

この質疑に対し、担当部長より、一つ、組合議員選出に関する附則第三項の定めは、確かにお説のとおりで法律上疑義がある中で、各部課長会議においてもいろいろ検討した。しかし、都の考え方としては法的にこれでいいという確信はないが、こうした先例として西秋留衛生組合が設立当初こうした方法をとっており、その先例にならういこうした措置をとることとしたということの指導である。

また、この組合の設立は十月半ばを予定されており、議員選出のために臨時会開催も時間的にもむづかしいと思われるということもこのように定められた理由の一つとなっている。法理論上、多少の疑問はありますが、事情を御理解いただきたい。

二つ、経費の負担であります。が、五十五年十月にこの組合が設立された場合、来年三月までの総経費は二億百万円と予定している。内訳は管理経費が四千五百万円、事業費が一億五千六百万円であり、事業費の中には地元対策費三千百万円が含まれている。総

経費二億百万円の加盟各市町村の負担割合は、まず管理経費四千五百万円は、その四分の一を均等割りとし、四分の三を各市町村の人口割りで負担することになっている。事業費一億五千六百万円は各市町村の埋め立て量で負担率を算出することになっており、五十八年から七十年までの約十二年間の埋め立て総量は、五十三年から実績から推定して二百七十九万一千五百四十三方メートルと推計されている。このうち福生市の分は二万三千八百五十一方メートルと推計されるので、これは率にすると〇・八五四%となる。なお青梅市は六・二九六%、羽村町は二・二八%、瑞穂町は〇・五二七%である。こうした負担割合を金額に直すと、福生市の管理経費負担額は九十五万八千円、事業負担額は百三十三万二千円となるので、今回補正に二百二十九万円を計上したものである。また来年度の当市の負担見込みであるが、仮に来年度用地買収があったとすれば、事業費はかなりかかるが、用地買収には起債が認められることになっており、さらに管理経費については、国庫補助は見込めないが調整交付金等が期待されている。こう

したことを勘案した場合、はつきりとしたことは申し上げられないが、五百万円から六百万円くらいの負担となるのではないかと推計しているなどの答弁が行われ、質疑を終わり、採決の結果、附則第三項の定めによさうか疑義があるものの、当委員会としては本議案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告どおり御可決あらんことをお願いし、補足説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第七十八号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

この際、ただいま可決されました東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の議会議員として、組合規約附則第三項の規定により、議長ににおいてあらうかじめ、十三番小林菊三君を指名いたします。

○議長（小林菊三君） 日程第十議案第七十九号昭和五十五年度福生市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案については、三常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。まず総務委員長田村市郎君。



した都市整備基金へ繰り戻し等が今後考えられるという説明であります。

このような答弁があり、続いて歳出につきまして、今回、補正における職員の期末手当の補正額と補正のあり方、また償還金、利子及び割引料の過誤納還付金の解釈について質疑があり、これに対して理事者より、今回における期末手当の補正総額は二千五百五十万六千円であるが、以前には、前年度実績により予算計上をしたが、東京都の指導によって年間四・九カ月として計上したために、六月期における期末手当の不足分として〇・三プラス六千円を補正したわけである。過誤納還付金については、年度途中で地方税法が改正されたとか、二重に税を納めてしまった場合に用いられる税法上の用語であるとか答弁があり、さらに教育費関係については、定期監査報告でも指摘されている学校で使用しているプールとの水道共用問題、あるいは今後予定される牛浜野球場の修理、図書館における保守管理委託料等について質疑があり、これに対して、三小、六小、七小、三中に

おいて水道を学校管理用とプール用とを共用しているが、一施設にメートルという考え方で設置したいと思うが、経費節約のためにも、これらについて直接本管から取り入れるよう検討している段階である等の答弁があり、本年度、高校野球の予選を行った牛浜野球場については、段上の民家にボールが飛び込む場合もあるので、その防止策と、またホームランによるフェンスのかさ上げ等が考えられるが、技術的な問題があるので今後検討していきたい。図書館費で、保守管理委託料としての百七十五万円の減額は、エレベーター、冷暖房等として当初予算に計上したが、その後、業者とも折衝した結果、本年度は業者が好意的に無料で行ってくれることになったために、減額補正をしたわけである。

このような答弁があり、また飯沼加美平地区学供、あるいは田園地区のソフトボール場における自転車利用についての指摘等もあり、さらに総務管理費の市長室等の壁修繕料について、周知のとおり、この予算が本会議に計上されたときに貫井議員の質問にもあるとおり、当初予算に措置するのが至当であるというようなことで、当委員会としても

各委員より同じような発言がありまして、今後十分この点については留意するようにといいました。

また、この予算説明の付記についても検討されたい等の意見があった後採決をいたしましたところ、全員一致で当委員会所管分は可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（小林菊三君）次に建設委員長小堺仁七君。

（建設委員長 小堺仁七君登壇）

○建設委員長（小堺仁七君）御指名でございますので、議案第七十九号昭和五十五年度福生市一般会計補正予算（第四号）歳出予算のうち建設委員会所管分について、補足して御説明を申し上げます。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

当委員会に付託されました部分は、総務費の統計調査費、労働

費、農林水産業費、商工費、土木費であります。

冒頭、理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

その主なものを申し上げますと、仮称武蔵野地区広場の関連しての駐車場の駐車台数について、少年野球場について、公園標示板新設工事について、防犯灯、道路照明灯の電気料の該当数について、交通安全施設の単価について等の質疑がありました。

これらに対して、理事者より、仮称武蔵野地区広場の駐車場は当初六十八台ぐらい予定していたが、ゲートボール場等の設置の要望があり、それを一面とつたため、現在は五十台ぐらいを考えている。少年野球場は左中間のところが六十八メートルと非常に小さいので、低学年の子供の用に供してもうおうと考えているが、一般の子供の野球場ということで、社会教育の体育施設として管理する。公園標示板は高さ二メートルのポールに、縦四十センチ、横六十センチぐらいのものに公園の名前を書いて取りつける予定であるが、防災のための避難場所等の表示については、担当の市民部とも協議して検討させていただきたい。